

一般廃棄物処理業

許可申請等の手引き



TOKOROZAWA

所沢市環境クリーン部

目次

1 廃棄物とは	- 1 -
1-1 廃棄物の分類	- 1 -
1-2 廃棄物の区分	- 2 -
1-3 市が処理できる産業廃棄物	- 3 -
1-4 特別管理一般廃棄物の取り扱い	- 3 -
1-5 自区内処理の原則	- 3 -
2 一般廃棄物処理業	- 4 -
2-1 許可の原則（法第七条第5項）	- 4 -
2-2 現在の許可受付状況	- 4 -
2-3 一般廃棄物収集運搬業	- 4 -
2-4 一般廃棄物処分業	- 5 -
2-5 許可の基準	- 5 -
2-6 許可手続き	- 6 -
3 各種申請手続きについて	- 8 -
3-1 事前協議	- 8 -
3-2 住民同意	- 9 -
3-3 新規および更新許可の申請書類	- 10 -
3-4 申請事項の変更届	- 12 -
3-5 臨時車両（代車）の利用	- 13 -
3-6 報告の義務	- 13 -
3-7 TMS教育訓練計画書・報告書（所沢市マネジメント方針）	- 13 -
3-8 処理業の休止届及び廃止届	- 14 -
3-9 許可証の再交付申請	- 14 -
3-10 許可の取消	- 14 -
3-11 申請手数料	- 14 -
4 許可業者の留意事項	- 15 -
4-1 関係法令の厳守	- 15 -
4-2 取り扱う一般廃棄物の制限	- 15 -
4-3 一般廃棄物処理手数料の納入	- 15 -
4-4 一般廃棄物の処理及び保管の基準	- 16 -

4-5	許可証の取り扱い.....	- 16 -
4-6	許可車両について.....	- 16 -
4-7	再委託の禁止.....	- 16 -
4-8	帳簿の記帳義務及び記録の保存.....	- 17 -
4-9	その他の事項.....	- 17 -
5	罰則.....	- 18 -
5-1	【5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はその併科】.....	- 18 -
5-2	【3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科】.....	- 18 -
5-3	【6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】.....	- 18 -
5-4	【30万円以下の罰金】.....	- 19 -
6	様式集.....	- 20 -

1 廃棄物とは

廃棄物処理法では、廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡すことができないために不要になった物で、ごみ、粗大ごみ、汚泥、ふん尿などの汚物または不要物で、固形状または液状のものをいいます。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象物となっており、ここからは除かれます。

行政処分の方針（平成25年3月29日付環産発第1303299号）では、廃棄物の該当性判断として、①物の性状、②排出状況、③通常の見取り形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思などを総合的に勘案すべきとされています。

再生利用される廃棄物については、例え再生後に自ら利用又は有償譲渡されるものであっても排出者にとって不要なものであることから、収集した時点では廃棄物として法の適用を受けます。

また、廃棄物を有価物と称する事例については、各種判断要素を慎重に判断しつつ、適用可能な基準を採用するなどして、適切に判断することになります。

1-1 廃棄物の分類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定により、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに大別されています。産業廃棄物は、事業活動に伴い排出されるもので、法および政令により以下の20品目が定められています。一方、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物とされていますので、廃棄物を分類するには、まず産業廃棄物に該当するかどうかを判断する必要があります。

《産業廃棄物20品目》

番号	名称	事例
1	燃え殻	炉清掃排出物等
2	汚泥	工場廃水処理や各種製造業の製造工程等から排出される泥状のもの
3	廃油	潤滑油、洗浄用油等
4	廃酸	酸性の廃液
5	廃アルカリ	アルカリ性の廃液
6	ゴムくず	天然のゴムくず
7	金属くず	金属製の事務用品、配管、鉄くずなど
8	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず	ガラス類、耐火レンガ、コンクリートくず、石膏ボードなど
9	鉍さい	製鉄所の炉の残さい等

10	廃プラスチック類	合成樹脂、繊維、合成ゴムくず、タイヤ、ビニール、ポリ容器など
11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片等
12	紙くず	建設業に係る工作物の新築・改築・除去、紙製造業、製本業等の特定の業種から排出されるもの
13	木くず	建設業に係る工作物の新築・改築・除去、木製品製造業等の特定の業種から排出されるもの
14	繊維くず	建設業に係る工作物の新築・改築・除去、繊維工業等の特定の業種から排出されるもの
15	動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用したもの
16	動物のふん尿	畜産農業、ブリーダーなどの動物飼育業から排出されるもの
17	動物の死体	畜産農業、ブリーダーなどの動物飼育業から排出されるもの
18	ばいじん	ばい煙発生施設等において発生するばいじんで、集じん施設で捕集されたもの
19	動物系固形不要物	と畜場において屠畜し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をしたもの
20	処理物	以上、19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの

※ 感染性を有する廃棄物などは特別管理廃棄物として別に規定されています。

1-2 廃棄物の区分

事業活動に伴い排出される廃棄物であって、産業廃棄物に該当しないものは、事業系一般廃棄物となります。代表的なものは、事務用の書類くずや飲食店の生ごみなどです。これに対し、家庭生活から排出される廃棄物は家庭系一般廃棄物と言い、事業系とは明確に区別されます。

事業系一般廃棄物を排出する事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務を負います。したがって事業者は、自己処分や廃棄物処理業許可業者に処理を委託することで、この排出者責任を全うしなければなりません。

1-3 市が処理できる産業廃棄物

法第11条第2項の規定により市が処理できることが出来る産業廃棄物は、次のとおりとなります。また、市のクリーンセンターに搬入する際は、産業廃棄物処分委託契約書の締結が必要となります。

- (1) 紙くず（PCBが塗布されたものを除く。）
- (2) 木くず（工作物の除去に伴って生じたものを除く。）
- (3) 繊維くず

1-4 特別管理一般廃棄物の取り扱い

法では、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有する廃棄物を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規定し、必要な処理基準を設けています。この特別管理一般廃棄物を収集運搬するには、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者とされています。（法14条の4第17項）

1-5 自区内処理の原則

市町村は、その区域内における一般廃棄物についての事務を所管し、計画を立てて処理を進めています。このことから、一般廃棄物は市町村間を広域に移動することは予定されておらず、各市町村内で排出された一般廃棄物はその区域内で処理することが原則とされています。これを『自区内処理の原則』と言います。

一般廃棄物処理業の許可も、市町村が定める計画に基づくものですから、許可を受けた業者にも『自区内処理の原則』が適用されます。したがって、収集した一般廃棄物を、その区域を越えて他市町村に運び込むことはできません。ただし、発生元の市町村が特別に認めた場合などは、市町村の区域を超えた移動が可能になることもあります。

2 一般廃棄物処理業

一般廃棄物の処理は、原則市町村が一般廃棄物処理計画を定めて処理を行う義務及び権限があります。市町村は、この計画及び許可の原則に適合し、廃棄物処理法で定める条件を満たした場合に限り、事業者の申請に基づいて業の許可を与えるものとされています。

ただし、排出事業者自らが、その一般廃棄物を処理する行為や専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処理を業として行う者については除外されます。

所沢市が許可している一般廃棄物処理業には、一般廃棄物収集運搬業と一般廃棄物処分業があります。

2-1 許可の原則（法第七条第5項）

一般廃棄物処理業の許可は市町村長の権限に依りますが、原則として以下の条件に適合していると認められる場合でなければこれを許可することができません。

- ① 当該市町村による一般廃棄物の収集運搬処分が困難であること。
- ② 申請内容が一般廃棄物処理基本計画に適合するものであること。
- ③ 事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして基準（後記参照）に適合するものであること。
- ④ 申請者が欠格条項（廃棄物処理法第七条第5項第四号参照）のいずれにも該当しないこと。

2-2 現在の許可受付状況

既存の登録業者以外の新規業者による登録は、「事業系ごみの発生見込量」より、市処理施設及び既存の許可業者にて適正かつ安定的に収集運搬及び処分を行うことが可能であるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第1項及び第6項の規定に基づく新規の許可は行っていません。

2-3 一般廃棄物収集運搬業

一般廃棄物収集運搬業は、区域内にある排出者から委託を受けて、一般廃棄物を収集運搬しクリーンセンター等に搬入する際に必要な許可となります。

一般廃棄物収集運搬業には、積み替え保管を含む場合と含まない場合があります。

2-4 一般廃棄物処分業

一般廃棄物処分業は、排出事業者から委託を受けて、一般廃棄物を処分する際に必要な許可となります。また、処分は、中間処理と最終処分とに分けられ、中間処理には脱水、破碎、乾燥、焼却などの再生や減容を目的とするものが含まれ、最終処分には埋立が含まれます。

2-5 許可の基準

① 共通事項

申請者の能力に係る基準

- ア 一般廃棄物の収集運搬処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- イ 一般廃棄物の収集運搬処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

② 一般廃棄物収集運搬業

施設に係る基準

- ア 一般廃棄物が飛散、流出し、また悪臭が漏れるおそれのない運搬車等の運搬施設を有すること。
- イ 積替施設を有する場合は、一般廃棄物が飛散、流出し、また地下に浸透し、悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

③ 一般廃棄物処分業

施設に係る基準

- ア 処分の対象となる一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
- イ 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散、流出し、また地下に浸透し、悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

④ その他（当市独自の基準）

資格基準

- ア 申請者（法人にあつては役員又は使用人の1人以上）が法第7条に規定する一般廃棄物処理業又は法第14条に規定する産業廃棄物処理業に1年以上従事した者であること。
 - ※ ①共通事項アの「知識及び技能」に関連する基準
- イ 収集の対象となる事業所が5箇所以上あつて、1日当たりの収集量が収集運搬に使用する車両1台分程度確保できること。

※ ①共通事項イの「経理的基礎」に関連する基準

- ウ 更新許可の場合、毎月、一般廃棄物処理状況報告書が提出されていること。
- エ 市税、手数料等を滞納していないこと。

収集車両の基準

- ア 収集車両の車体に業者名又はそれに類するものが記載されていること。
- イ 車両の寸法等が搬入先の施設で受入可能なものであること。

施設等の基準

- ア 積替保管施設、中間処理施設で取り扱うことができる一般廃棄物は、処理区域内（所沢市全域）で排出されたものであること。
- イ 出入口に鍵がかかるなど保管施設又は処理施設には部外者の立ち入りが容易にできない構造であること。
- ウ 産業廃棄物処理業等の施設が併設されている場合は、産業廃棄物と一般廃棄物とが明確に区分されていること。
- エ 消化設備及び洗浄設備が設置されていること。

処分業の基準

- ア 処理計画区域（所沢市一般廃棄物処理実施計画に定める区域）における一般廃棄物の市による処理が困難であること。
- イ 再生を目的とした処理であること。
- ウ 処理した一般廃棄物を適正に再生できる処分先を確保していること。
- エ 搬入量を計量する機器が備えられていること。

2-6 許可手続き

① 新規許可

所沢市内において新たに収集運搬業又は処分業を始める場合が該当します。
現在、所沢市では新規の許可は受け付けていません。（P7「2-2 現在の受付状況」参照）

② 更新許可

許可を取得した者が許可期間満了までに更新をする場合が該当します。
許可期間は通常2年間となります。

③ 変更許可

許可を取得した者が、許可の範囲を変更する場合が該当します。
許可の範囲の変更とは、「取り扱う一般廃棄物の種類」及び「業の区分」の変

更が該当します。ただし、許可済みの内容を廃止する場合は、廃止届で対処することとなります。なお、「取り扱う一般廃棄物の種類」には、ごみ・し尿・浄化槽汚泥・動物死体・その他（特定家庭用機器廃棄物など）が含まれます。

④ 許可申請事項の変更

許可を取得した者が、許可申請書及びその添付書類の記載事項に変更が生じた場合が該当します。

3 各種申請手続きについて

各種申請手続きに必要な書類及び許可更新中の提出書類等をまとめてあります。

3-1 事前協議

次の許可申請をする場合は、申請に先立って事前協議手続きが必要となります。

- ◆ 一般廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の新規および変更許可
- ◆ 一般廃棄物処分業の新規および変更許可

事前協議とは、事業計画が他の法令等に抵触していないか、当市による処理が困難か否か、一般廃棄物処理基本計画に適合しているか否か等、許可申請を受けるに先立って判断する必要がある事項について事前に協議をする手続きを言います。

《事前協議に必要な提出書類》

書類名	収集運搬業 (積替え保管を含む)	処分業
一般廃棄物（ ）業事前協議書（別記様式）	○	○
一般廃棄物処理業計画書（様式6号）	○	○
業務経歴書（様式8号）	○	○
他市町村等の許可証の写し (一般廃棄物処理業に係るものがある場合)	○	○
保管施設の概要 ※	○	○ (処理前・処理後)
保管施設の配置図及び案内図	○	○
申請地を所有している場合 当該土地の登記事項証明書 申請地が賃貸借物件である場合 当該土地の賃貸借契約書の写し 地主の施設設置同意書	○	○
保有器材一覧表 ※	○	○
公図上で計画地に隣接する土地の所有者の 同意書	○	○

中間処理施設の概要 ※		○
処理工程全体のフロー図 ※		○
処理後の一般廃棄物の処分方法 ※		○
処理施設の配置図、平面図及び構造図		○
処理施設の処理能力証明書、計算書		○
処理施設のカatalog、パンフレット等		○

※ 参考様式を用意してあります。

上記の書類が提出された後、事前協議は市の関係部署の意見を参考にして審査を行い、その結果を事業計画者に通知するものとします。

事業計画者は、審査結果による指示事項等について必要な措置を講じて、市に報告します。

処理施設が建築基準法第51条のただし書きに該当する場合は、都市計画法等の他法令の審査が通った後でなければ、処分業の申請書の提出は出来ません。

3-2 住民同意

事業計画者は、必要な住民同意※を取得して市に提出します。

※事前協議を必要とする許可の区分の場合は、許可申請の際、以下のすべての方の同意が必要となります。

- ・計画地の敷地境界線からおおむね100メートル以内に存する住宅の世帯主並びに学校、保育園、幼稚園、病院及び老人福祉施設の事業主
- ・その他市長が特に必要と認める者

《許可申請時までに必要な提出書類》

書類名	収集運搬業 (積替え保管を含む)	処分業
住民同意を証する書類	○	○

3-3 新規および更新許可の申請書類

許可申請時には、業の区分毎に以下の書類を提出してください。

○印；必ず必要となる書類

☆印；更新許可申請時のみ必要となる書類

△印；更新許可申請時に省略することができる書類（変更がない場合）

□印；更新許可申請時に省略することができる書類（重複する場合）

書類名	収集運搬業 (積替え保管を 除く)	収集運搬業 (積替え保管を 含む)	処分業
一般廃棄物（ ）業許可申請書（様式5号）	○	○	○
一般廃棄物処理業計画書（様式6号）	○	○	□
一般廃棄物処理業申告書（様式7号）	○	○	□
業務経歴書（様式8号）	○	○	□
従事者名簿（様式9号）	○	○	□
保有車両一覧表（全車両分）（様式10号）	○	○	□
車検証の写し および 自動車検査証記録事項の写し（使用車両のみ） ※車検証内の使用者が申請者と異なる場合、使用を認める契約書の写しを添付	○	○	□
車両の写真（使用車両のみ）	△	△	□
住民票の写し原本（個人の場合） 定款・商業登記事項証明書原本（法人の場合）	○ (定款は△)	○ (定款は△)	□ (定款は□)
役員全員の 住民票の写し原本（法人の場合）	○	○	□
委託証明書原本（様式11号）	△	△	□
市税納税証明書（直近1年分）	○	○	□
一般廃棄物処理量報告書（様式12号）	☆	☆	☆

他市町村等の許可証の写し (一般廃棄物処理業に係るものがある場合)	○	○	□
車両保管場所の配置図及び案内図	△	△	□
保管施設の概要 ※		△	△ (処理前・処理後)
保管施設の配置図及び案内図		△	△
申請地を所有している場合 当該土地の登記事項証明書 申請地が賃貸借物件である場合 当該土地の賃貸借契約書の写し 地主の施設設置同意書		△	△
保有器材一覧表 ※		△	△
中間処理施設の概要 ※			△
処理工程全体のフロー図 ※			△
処理後の一般廃棄物の処分方法 ※			△
処理施設の配置図、平面図及び構造図			△
処理施設の処理能力証明書又は計算書			△
処理施設のカタログ又はパンフレット			△

※ 参考様式を用意してあります。

- 更新許可申請時に申請書類の省略を希望する場合は、申請書類省略願の提出が必要になります。また、公共機関の発行する証明書、登記簿謄本等の有効期間は3ヶ月以内となっており、申請時点で3ヶ月を超過するものについては使用できませんのでご注意ください。
- 委託証明書は、排出事業者の記載内容に変更がない場合に限り、省略が可能となります。

3-4 申請事項の変更届

許可取得後、許可業者は許可申請書及びその添付書類の記載事項に変更が生じたときは、その事実が生じた日から30日以内に、様式第18号「許可申請事項変更届」に必要な書類を添えて、届出してください。

なお、事業の範囲を変更する場合は、変更許可の手続きが必要となります。

《許可事項の変更一覧》

届出事項	添付書類
事務所の所在地 (住所)の変更	<input type="radio"/> 商業登記事項証明書原本（個人の場合は住民票原本） <input type="radio"/> 付近の案内図 <input type="radio"/> 許可証
代表者の変更	<input type="radio"/> 一般廃棄物処理業申告書（様式第7号） <input type="radio"/> 商業登記事項証明書原本 <input type="radio"/> 住民票 <input type="radio"/> 許可証 ※既存役員が代表者となる場合は、住民票と登記されていないことの証明書は不要です。
役員の変更 (代表者以外)	<input type="radio"/> 一般廃棄物処理業申告書（様式第7号） <input type="radio"/> 商業登記事項証明書原本 <input type="radio"/> 住民票
社名の変更	<input type="radio"/> 商業登記事項証明書原本 <input type="radio"/> 許可証
車両の変更	<input type="radio"/> 保有車両一覧表（様式第10号） <input type="radio"/> 新規車両の写真（1台につき前後2枚） <input type="radio"/> 新規車両の車検証の写し および 自動車検査証記録事項の写し
従事者の変更	<input type="radio"/> 従事者名簿（様式第9号）

3-5 臨時車両（代車）の利用

臨時車両（代車）の利用が生じないように日頃から適正な車両整備や維持管理をおこなって下さい。それにも関わらず、所沢市内で利用登録されている車両が故障又は車検等に伴い臨時車両（代車）を利用せざるを得ない状況の場合は、メールにて臨時車両（代車）の車検証の写しおよび自動車検査証記録事項の写し、利用期間、理由を送付すると共に、必ず資源循環推進課まで電話で連絡してください。

3-6 報告の義務

一般廃棄物処理業者は、その業に係る一般廃棄物の保管、収集、運搬、処分に関し、市長の定めるところにより報告しなければなりません。なお、特別な理由がなく報告されない場合には、許可の更新を受けることができませんので、必ず指定日までに報告するようにしてください。

報告する事項は以下のとおりです。

(1) 新規契約の状況（様式第24号「委託契約報告書」による。）

事業者等と一般廃棄物の処理に関する新たな委託契約を締結したときは、その内容を翌月の10日までに報告してください。

(2) 一般廃棄物の処理状況（様式第25号「一般廃棄物処理状況報告書」による。）

1ヶ月間の収集運搬量等を、その翌月の10日までに報告してください。

3-7 TMS教育訓練計画書・報告書（所沢市マネジメント方針）

当市は、自ら定めたマネジメント方針（TMS）のもと、継続的に環境への負荷を低減し、環境保全活動を推進しています。所沢市で許可した一般廃棄物処理業者は、業務の遂行に当たり、所沢市マネジメント方針の趣旨を理解するとともに、職場研修の実施や環境活動に参加することなど、従業員の環境意識の向上にも心がけ、環境配慮事項等伝達書に記載の活動等について積極的に努めてください。

TMSに基づく活動の計画と報告を更新許可申請時及び教育訓練後に報告していただきますので、日頃からこの環境方針を従業員に周知教育していただくようお願いします。

具体的な取り組みとしては、経済速度での車両運行やアイドリングストップなどが挙げられますが、これ以外にも環境負荷を軽減できる取り組みや事業系一般廃棄物の取り扱いなどについては、積極的に導入してください。

3-8 処理業の休止届及び廃止届

一般廃棄物処理業者は、その業の全部又は一部を休止し、あるいは廃止しようとするときは、その30日前までに「事業休止（廃止）届」（様式第17号）により市長に届け出なければなりません。

3-9 許可証の再交付申請

許可証を交付された者が、許可証を紛失、毀損又は汚損したときは、直ちに許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けてください。再交付を受けた後、紛失した許可証を発見したときは、紛失していた許可証を直ちに返納してください。

なお、紛失以外の場合は、再交付申請に許可証の添付が必要となります。

3-10 許可の取消

一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律もしくはこの法律に基づく処分、所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に違反する行為をした場合や、資格基準に適合しなくなった場合などには、営業の停止又は許可の取消しを命ずることがあります。

3-11 申請手数料

許可申請をする際には、下表の申請手数料を納入していただきます。納入方法は、原則として納入通知書により指定金融機関に納入していただく方法ですが、詳細は担当者に確認してください。

手数料の名称	手数料の額（1件につき）
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	3,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	3,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	3,000円
一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料	2,000円
一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料	2,000円
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	2,000円

4 許可業者の留意事項

一般廃棄物処理業の許可業者には、事業を進めるにあたって守るべきことなど諸注意になります。

4-1 関係法令の厳守

関係法令を厳守するとともに、その業務を自らの責任において適正に行ってください。

関係法令の解釈について疑義が生じたときは、遅滞なく担当部署と協議して必要な措置を講じてください。

4-2 取り扱う一般廃棄物の制限

収集運搬業にあつては、許可証に明記され、かつ一般廃棄物の持ち込み先で処理できる物以外は扱えません。特に、中間処理施設及び最終処分場においては、処理可能な範囲を確認し、常に適正に処理してください。

処分業にあつては、許可を受けた自社処理施設で扱える品目、能力等を十分に考慮して、一般廃棄物の排出先及び内容をよく確認し、その範囲を超えるものは受け入れることのないようにしてください。

4-3 一般廃棄物処理手数料の納入

事業系一般廃棄物をクリーンセンターに搬入する場合には、その数量に応じて処理手数料を納入します。納入方法については、搬入時にその都度クリーンセンターにて支払う現金払制と、1ヶ月分を一括して市内金融機関にて支払う納入通知書払制があり、どちらかを選択できますが、納入通知書払制については、前月分をまとめて翌月に納入通知書として各業者宛てに送付しますので、納付期限（納入通知書の発送日から15日以内）は必ず守ってください。納付期限を過ぎて支払いがない場合には、延滞金を徴収しますので、そのようなことがないようにご注意ください。

なお、納入通知書払制については、持ち込み数量などにより、当市において利用の判定をおこないます。

※現在、新規の納入通知書払制への切り替えは受け付けておりません。

4-4 一般廃棄物の処理及び保管の基準

一般廃棄物の収集運搬処分にあたっては、生活環境保全上支障のないように行ってください。

運搬車両、運搬容器等は、一般廃棄物が飛散し、流出し、また悪臭が発生しないよう十分な管理を行ってください。

保管の場合には、市が許可した施設で行うこととし、保管物の飛散、流出、地下浸透及び悪臭発生を防止し、保管施設にはネズミが生息したり、蚊や蠅などの害虫が発生したりすることのないよう、十分な管理を行ってください。

保管場所には、一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板の設置をしてください。（根拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の五）

また、近隣とのトラブルについては、その発生がないように努めるとともに、万が一発生した場合には速やかに善処してください。

4-5 許可証の取り扱い

一般廃棄物の許可を受けた者は、許可証の取り扱いには十分注意してください。

許可証は有効期間経過時等に市に返納していただきますので、他人に譲渡又は貸与することがないようにしてください。また、許可証の貸与等が名義貸しと判断される場合には、法により処罰されます（後記罰則欄参照）ので、十分注意してください。

許可証は、以下の事由が発生した場合、直ちに市に返還してください。

- ◆ 有効期間が満了したとき
- ◆ 許可の取消し又は停止の処分を受けたとき
- ◆ 事業を休止又は廃止したとき

4-6 許可車両について

使用車両として届出した車両以外は、所沢市内で使用することはできません。

必要以上に登録をしないようにしてください。

車両の変更が生じたときは、市長に届出が必要となります。

4-7 再委託の禁止

一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、事業者から委託を受けた収集運搬処分を他人に委託することはできません。違反者は法により処罰されます（後記罰則欄参照）。

4-8 帳簿の記帳義務及び記録の保存

一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、帳簿を記帳し、それを5年間保存しなければなりません。帳簿には、取り扱う一般廃棄物の種類毎に、下表の事項を記載してください。帳簿は1日単位で記載し、毎月末までに前月中の事項について記載を終了して、1年ごとに閉鎖しなければなりません。ちなみに、帳簿の様式には特段の定めはありません。

《帳簿の記載事項》

区分	記載事項
収集又は運搬	1 収集又は運搬年月日 2 収集区域又は受入先 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
処分	1 受入れ又は処分年月日 2 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量 3 処分した場合には、処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

4-9 その他の事項

その他、以下に掲げる事項を遵守してください。

- (1) クリーンセンター搬入時には、搬入許可証を提示するとともに、施設管理者、誘導係員等の指示に従ってください。
- (2) 一般廃棄物の分別、減量化、資源化に努めてください。
- (3) 収集運搬処分の作業時には、安全の確保に十分留意してください。
- (4) 安全運転管理、衛生管理、教育研修等の体制を確立してください。
- (5) 排出事業者との間には、収集運搬処分する一般廃棄物の種類、数量、契約期間、処理料金等の必要な事項について、書面により委託契約を締結してください。

5 罰則

許可を受けずに廃棄物処理業を営むことや無届けで諸事項の変更をした場合などには、以下の罰則が適用されます。(一般廃棄物の処理に関する事項のみ)

5-1 【5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はその併科】

- 市町村長の許可を受けずに、一般廃棄物の収集運搬を業として行った者
- 市町村長の許可を受けずに、一般廃棄物の処分を業として行った者
- 事業の範囲を変更し、その許可を受けずに、一般廃棄物の収集運搬処分の事業を行った一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 一般廃棄物収集運搬業者・処分業者で、許可の取消し又は事業停止命令に違反して当該処理事業を行った者
- 名義を貸して、他人に一般廃棄物の処理を業として行わせた一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 都道府県知事の許可を受けずに、一般廃棄物処理施設を設置した者
- 変更の許可を受けずに、一般廃棄物処理施設の変更をした処理施設設置者
- 廃棄物を捨てた者（いわゆる「不法投棄」をした者）
- 一般廃棄物処理基準に適合しない処分に対する「措置命令」に違反した処分者等

5-2 【3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科】

- 再委託禁止規定に違反して、一般廃棄物の処理を他人に委託した一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 一般廃棄物処理施設の設置許可取消し命令・改善命令・使用停止命令に違反した者
- 都道府県知事の許可を受けずに、一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者
- 廃棄物を焼却（違法焼却）した者
- 一般廃棄物処理基準に適合しない処理に対する「改善命令」に違反した者

5-3 【6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】

- 使用前検査義務規定に違反して、一般廃棄物処理施設を使用した設置者
- 変更の許可を受けた後、使用前検査義務規定に違反して、一般廃棄物処理施設を

使用した処理施設の設置者

5-4 【30万円以下の罰金】

- 帳簿備付義務規定に違反して、帳簿を備えず、規定事項を帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 帳簿保存義務規定に違反して、帳簿を保存しなかった一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 事業の廃止又は住所等変更事項の届出をせず、又は虚偽の届出をした一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 一般廃棄物処理施設の維持管理に関し、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった処理施設の設置者
- 処理施設の軽微な変更等又は廃止、休止、再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした一般廃棄物処理施設の設置者
- 一般廃棄物最終処分場において埋立処分が終了したとき、届出をせず、又は虚偽の届出をした最終処分場の設置者
- 相続により一般廃棄物処理施設設置者の地位を承継し、届出をせず、又は虚偽の届出をした相続人
- 廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は処理施設の構造若しくは維持管理に関し、都道府県知事又は市町村長が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした事業者、廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者
- 立入検査若しくは廃棄物の収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 技術管理者を置かなかった一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置者

6 様式集

様式第5号	一般廃棄物（ ）業許可申請書
様式第6号	一般廃棄物処理業計画書
様式第7号	一般廃棄物処理業申告書
様式第8号	業務経歴書
様式第9号	従事者名簿
様式第10号	保有車両一覧表
様式第11号	委託証明書
様式第12号	一般廃棄物処理量報告書
様式第15号	許可証再交付申請書
様式第16号	一般廃棄物処理業変更許可申請書
様式第17号	事業休止（廃止）届
様式第18号	許可申請事項変更届
様式第24号	委託契約報告書
様式第25号	一般廃棄物処理状況報告書 車両写真貼付用紙
別記様式	一般廃棄物（ ）事前協議書

<以降、参考様式>

保管施設の概要
保有器材一覧表
中間処理施設の概要
処理工程全体のフロー図
処理後の一般廃棄物の処分方法
申請書類省略願

一般廃棄物（ ）業許可申請書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号 () -

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第21条第1項の規定により一般廃棄物()業者として許可を受けたいので下記のとおり申請します。

記

取り扱う一般廃棄物	ごみ、し尿、浄化槽汚泥、動物死体、その他()
事業の範囲	(1) 収集運搬業 (2) 中間処理() (3) 最終処分
保管施設の有無	有 ・ 無
代表者の氏名	
代表者の本籍	
代表者の現住所	
事業所の所在地	

【添付書類】 法人にあっては定款の写し、登記事項証明書

一般廃棄物処理業計画書

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

番号	取引(予定)事業所・支店名	所在地	取り扱う廃棄物		所沢市への搬入量 月量(t)	その他の搬入先			契約金額(月額)
			種類	月量(t)		業者名 所在地	処分方法	月量(t)	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

処 理 体 系 図	取り扱う一般廃棄物名	処分先(業者名、所在地)	処分先業者の取得許可状況

一般廃棄物処理業申告書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

私は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当していませんので申告します。

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

役職名	氏 名	住 所

(表)

※法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないとは、次のことに該当しないことをいいます。

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)
- ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

(裏)

業 務 経 歴 書

年 月 日	業 務 経 歴

*現在取得している他市の委託・許可状況（許可証の写しも提出してください。）

委託業（法第6条関係）

許可業（法第7条関係）

従事者名簿

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

職種	氏 名		住 所	採用年月	生年月日	備考
計	事務員 人	運転手 人	作業員 人	人	人	合計 人

保有車両一覧表

年 月 日

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

番号	車両番号	車体の形状	使用者名 (主な運転手)	車 名	最大積載量	登録年月日 (使用開始年月日)	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

【添付書類】 車検証の写し および 自動車検査証記録事項の写し、車両の写真

年 月 日

委 託 証 明 書

(宛先) 所沢市長

私は、当事業所から排出する一般廃棄物の処理を、_____に委託したことを証明します。

所 在 地

排出事業所名

代 表 者 名

⑩

電 話 番 号

担当課 (者)

排出する主な廃棄物

- (注) 1 この用紙は、原本を提出してください。(複写提出不可)
- 2 一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、記載事項に変更がない場合には、この書類の提出を省略することができます。

様式第12号

一般廃棄物処理量報告書

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(単位：kg)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
クリーンセンター 搬入量							
再利用							
その他の処分先 処分方法 ()							

	8月	9月	10月	11月	12月	合計
クリーンセンター 搬入量						
再利用						
その他の処分先 処分方法 ()						

許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第22条第2項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

記

許可番号	()業 第 号	許可年月日	年 月 日
再交付理由	紛 失 ・ 毀 損		

【添付書類】 毀損した場合には、毀損した許可証

一般廃棄物処理業変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号 () -

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号)

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第23条第1項の規定により、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

許 可 番 号	第 号	許可年月日	年 月 日
変 更 の 内 容	事 項		
	変更前		
	変更後		
変 更 の 理 由			
保管施設の有無	有 ・ 無		
変更予定年月日			
備 考			

【添付書類】 変更の内容を証する書類等

事業休止（廃止）届

年 月 日

(宛先) 所沢市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第23条第2項の規定により、下記の事項を届け出ます。

記

許可番号	() 業 第 号	許可年月日	年 月 日
休止（廃止）する 取扱廃棄物の種別			
収集運搬処分の別			
休止（廃止）予定年月日			
休止（廃止）する理由			
そ の 他			

【添付書類】 許可証

許可申請事項変更届

年 月 日

(宛先) 所沢市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第16条の規定により、下記の事項を変更したいので届け出ます。

記

許可番号	()業 第 号	許可年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日		
内 容	変更事項		
	変 更 前		
	変 更 後		
変更理由			

委託契約報告書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月分

委託者 (契約の相手方)			契 約 事 項			
	住 所	氏 名	一般廃棄物の処理			浄化槽の清掃
			収取運搬処 分の別	取り扱う主た る廃棄物	月間処理量	槽の型式容量
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

(注) 新規に委託契約を追加した分のみ記入

一般廃棄物処理状況報告書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

令和 年 月分

(単位：k g)

廃棄物の種類						小計
収集運搬量 (収集運搬業者のみ記入)						
クリーンセンター 搬 入 量						
自己施設 での処分 量 (処分業者のみ 記入)	焼却量					
	その他					
	埋立量					
合 計						

車両番号

前面



後面

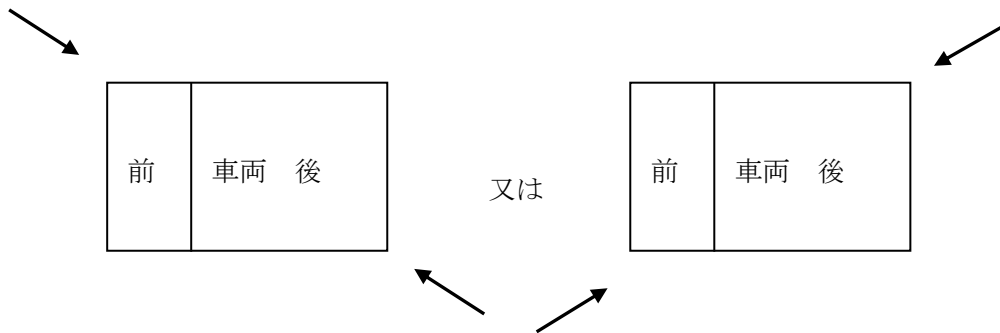


※斜め前後から対角線上に写すようにしてください。

(裏面)

車両の写真について

1. 他人名義の車両（車検証の使用者の欄）を借りている場合は、必ず自動車使用承諾書等を添付して下さい。 ※書式は特に定めていません。
2. 写真の撮り方は、次のようにして下さい。（1台につき2枚）



- ※ 従来型(35 mmフィルム)カメラのほか、デジタルカメラでの撮影は可ですが、インスタントカメラは不可です。
- ※ 必ず斜め前後から対角線上に写し、4方向全てが分かるようにして下さい。
- ※ 車両は、一部ではなく全体が写るように、また車両ナンバー及び社名が確認できるようお願いいたします。
- ※ 写真はフルカラーのものを貼り付けてください。

別記様式

一般廃棄物（ ）業事前協議書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

協議者 住 所

氏 名

電話番号 () -

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第21条第1項の規定により一般廃棄物（ ）業者として許可を受けたいので関係書類を添えて協議を申請します。

記

取り扱う一般廃棄物	ごみ、し尿、浄化槽汚泥、動物死体、その他（ ）
事業の範囲	(1) 収集運搬業 (2) 中間処理（ ） (3) 最終処分
保管施設の有無	有 ・ 無
事業所の所在地	
ごみ処理施設の 処理能力	<input type="checkbox"/> 焼却施設 1時間当たり _____ kg 火格子面積 _____ m ²
	<input type="checkbox"/> その他の施設 1日当たり _____ t

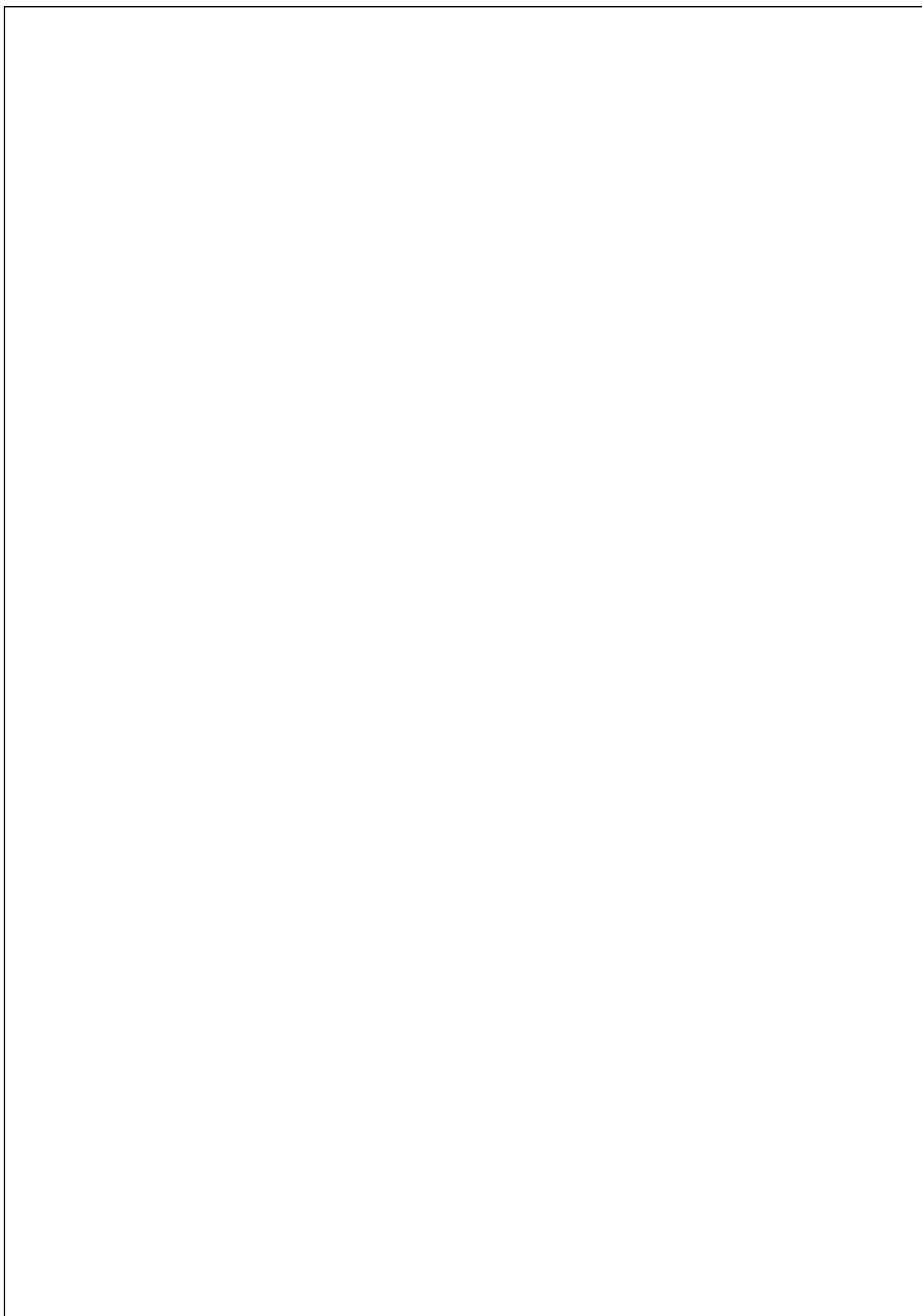
保管施設の概要（保管施設ごとに作成してください）

保管する一般廃棄物の種類		
保管の目的		
保管の期間		
保管施設	所在地	
	面積	
	高さ	
	保管状況	屋内 ・ 屋外
保管容器	名称	
	容量・数量	
	保管状況	屋内 ・ 屋外
保管状況	飛散防止措置	
	流出防止措置	
	浸透防止措置	
	悪臭防止措置	
	ねずみ及び蚊等の 防止措置	
その他	作業時間	
	設置（予定）年月日	
	備考	

中間処理施設の概要（各施設ごとに作成してください）

処理する一般廃棄物の種類		
処 理 施 設	種 類	
	型 式	
	設置場所	
	処理方法	
	処理能力	
環 境 保 全 対 策	水質汚濁	
	大気汚染	
	悪 臭	
	振 動	
	騒 音	
	飛 散	
	流 出	
	地下浸透	
処分後の廃棄物の処理方法		
そ の 他	作業時間	
	設置（予定）年月日	
	備 考	

処理工程全体のフロー図



処理後の一般廃棄物の処分方法

一般廃棄物の種類	処分の方法	処分業者等
		名称
		代表者名
		処分地の所在地
		電話番号
		許可番号 許可期限
		名称
		代表者名
		処分地の所在地
		電話番号
		許可番号 許可期限
		名称
		代表者名
		処分地の所在地
		電話番号
		許可番号 許可期限

申請書類省略願

年 月 日

(宛先) 所沢市長

私は、一般廃棄物（ ）業の更新許可申請をするにあたり、以下の書類を省略したく、
お願いいたします。

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

《変更がないため省略する書類》

- 車両の写真
- 定款
- 車両保管場所の案内図

《他の申請と重複するため省略する書類》

- 一般廃棄物処理業計画書 (様式第6号)
- 一般廃棄物処理業申告書 (様式第7号)
- 業務経歴書 (様式第8号)
- 従事者名簿 (様式第9号)
- 委託証明書 (様式第11号)
- 一般廃棄物処理量報告書 (様式第12号)
- 住民票
- 定款
- 商業登記事項証明書
- 市税納税証明書
- 他市町村等の許可証の写し
- 申請地の登記簿謄本
- 申請地の賃貸借契約書の写し
- 保有器材一覧表

※ 該当する書類の□にレ印をつけてください。

一般廃棄物（収集運搬）業許可申請書

____年 ____月 ____日
提出日

(宛先) 所沢市長

申請者 住所 所沢市並木1-1-1
氏名 ○○清掃(株)
代表取締役 所沢 太郎
電話番号 (04) 2998-XXXX

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第21条第1項の規定により一般廃棄物（収集運搬）業者として許可を受けたいので下記のとおり申請します。

記

取り扱う一般廃棄物	ごみ、し尿、浄化槽汚泥、動物死体、その他（ ）
事業の範囲	(1) 収集運搬業 (2) 中間処理（ ） (3) 最終処分
保管施設の有無	有・無
代表者の氏名	所沢 太郎
代表者の本籍	埼玉県川越市○町○丁目-○号
代表者の現住所	埼玉県狭山市○町○丁目-○号
事業所の所在地	※本社以外に事業所がある場合に記入

【添付書類】 法人にあつては定款の写し、登記事項証明書

※この様式は、業を行うにあたり、どの排出事業所から、何をどれくらいの量収集し、またその廃棄物をどこに処分するのか記入するものです。

様式第6号

提出日
 年 月 日

一般廃棄物処理業計画書

住所 所沢市並木1-1-1

氏名 ○○清掃(株) 代表取締役 所沢太郎

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

番号	取引(予定)事業所・支店名	所在地	取り扱う廃棄物		所沢市への搬入量 月量(t)	その他の搬入先			契約金額(月額)
			種類	月量(t)		業者名 所在地	処分方法	月量(t)	
1	○○食堂	日吉町××-××	生ごみ	1.5	1.5				30,000
2	○○銀行 所沢支店	東町××-×××	紙くず	2	0.3	△△商事(株) 所沢市坂之下××-××	再生	1.7	50,000
3									
4									
5	○△電気店	○×市△△町×××-△	特定家庭用 機器廃棄物	5		(株)木下フレンド 所沢市坂之下1142	再生	5	55,000
6	○×機器	○×市△△町×××-△	特定家庭用 機器廃棄物	10		(株)木下フレンド 所沢市坂之下1142	再生	10	1件1,000~ 4,000
7									
8									
9									
10									

生ごみ等

廃家電

処理体系図	取り扱う一般廃棄物名	処分先(業者名、所在地)	処分先業者の取得許可状況
	生ごみ、紙くず 特定家庭用機器廃棄物	所沢市東部(西部)クリーンセンター △△商事(株) 所沢市坂之下××-×× (株)ナガオリサイクルセンター 新郷200番地1	埼玉県登録廃棄物再生事業者 処分先の業者が取得している許可等を記入

※この様式は、許可を受けようとする者（法人の場合、代表者及び役員）が、法律の許可要件を満たしていることを確認するためのものです。

様式第7号

一般廃棄物処理業申告書

____年 ____月 ____日
提出日

(宛先) 所沢市長

私は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当していませんので申告します。

住 所 所沢市並木1-1-1
氏 名 ○○清掃(株)
代表取締役 所沢 太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

役職名	氏 名	住 所
代表取締役	所沢 太郎	狭山市○町○丁目-○号
取締役	並木 次郎	入間市○町○丁目-○号

※ 法人の場合、代表者及び役員全員を記入してください。(監査役は除く)
※ 役員の方、全員の住民票の提出をお願いします。

業 務 経 歴 書

年 月 日	業 務 経 歴
昭和50年〇月〇日	(株)〇〇商事設立
昭和52年〇月〇日	所沢市一般廃棄物処理業許可取得
昭和54年〇月〇日	埼玉県産業廃棄物処理業許可取得
昭和60年〇月〇日	狭山市一般廃棄物処理業許可取得
⋮	⋮
⋮	⋮
平成5年〇月〇日	社名を(株)〇〇〇リサイクルに変更
⋮	⋮
⋮	⋮
⋮	⋮

* 現在取得している他市の委託・許可状況（許可証の写しも提出してください。）
委託業（法第6条関係）

許可業（法第7条関係）

狭山市、入間市

許可証の写しを添付してください。

従 事 者 名 簿

年 月 日
提出日

住 所 所沢市並木1-1-1

氏 名 ○○清掃(株) 代表取締役 所沢太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

職種	氏 名	住 所	採用年月	生年月日	備考
運転手	○○ ○○	所沢市並木×-×××	昭和50年2月	昭和30年 ×月×日	○
〃	○○ △△	入間市△△町××-×	〃	昭和27年 ×月×日	○
〃	○○ ××	飯能市△△△××-× ×	平成3年9月	昭和41年 ×月×日	
事務員	△△△ ×	所沢市○△×××-×	平成5年4月	昭和40年 ×月×日	
〃	○ △△	所沢市○町×-××- ××	〃	昭和51年 ×月×日	
作業員	△△ ○××	狭山市△△××-○○	昭和55年3月	昭和30年 ×月×日	○
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 全従事者を記載し、その中で所沢市の仕事に従事する社員に○をつけて下さい。 </div>					
計	事務員 2 人	運転手 3 人	作業員 1 人	人	合計 6 人

保有車両一覧表

※貴社が保有する車両のうち、廃棄物の収集運搬に使用する車両を全て記入してください。(産業廃棄物の運搬車両や、他市町村で使用する車両も全て記入して下さい。)

年 月 日

提出日

住所 所沢市並木1-1-1

氏名 ○○清掃(株) 代表取締役 所沢太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

番号	車両番号	車体の形状	使用者名 (主な運転手)	車名	最大積載量	登録年月日 (使用開始年月日)	備考
1	所沢 800 あ××××	塵芥車	○○○○	いすゞ	2,250 kg	平成 27 年 ○月×日	○
2	所沢 400 い××××	ダンプ	○○△△	〃	3,000 kg	平成 26 年 ○月○日	○
3	多摩 100 す×××	脱着装置付 コンテナ車	△△△△	日野	4,000kg	平成 29 年 ○月×日	
4							
5							
6	ナンバーを記入	塵芥車 ダンプ キャブオーバー 等を記入	当該車両 を運転す る主な運 転手を記 入	車検証 の車名 を記入	車検証の最 大積載量を 記入	車検証の登 録年月日/ 交付年月日 を記入	所沢市 内で使 用する 車両に ○印を つける。
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

【添付書類】 車検証の写し および 自動車検査証記録事項の写し、車両の写真

____年 ____月 ____日
事業所の記入日

委託証明書

(宛先) 所沢市長

私は、当事業所から排出する一般廃棄物の処理を、〇〇清掃(株)に委託したことを証明します。

所在地 **所沢市中新井〇丁目××-××**

排出事業所名 **〇〇スーパー△×店**

代表者名 **〇〇 △△**



代表者印

電話番号 **04 (××××) △△△△**

担当課(者) **〇〇課 ○× △△**

排出する主な廃棄物

生ごみ、紙くず 等

- (注) 1 この用紙は、原本を提出してください。(複写提出不可)
2 一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、記載事項に変更がない場合には、この書類の提出を省略することができます。

様式第12号

一般廃棄物処理量報告書

※許可更新手続きを行う直前の2年間についてその処理量を報告して下さい。

例：令和3年4月に更新の場合

令和元年(平成31年1月から令和元年12月)、令和2年(1月から12月)の2枚提出が必要です

住所 所沢市並木1-1-1

氏名 ○○清掃(株) 代表取締役 所沢太郎

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(単位：kg)

令和〇〇年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
クリーンセンター搬入量	所沢市のクリーンセンターへ搬入した量を記入						
再利用	古紙や空き缶等、リサイクルに回った量を記入						
その他の処分先 処分方法 ()	上記以外に扱った処分量を記入						

	8月	9月	10月	11月	12月	合計
クリーンセンター搬入量						
再利用						
その他の処分先 処分方法 ()						

車両変更の場合の記載例です。

許可申請事項変更届

年 月 日

提出日

(宛先) 所沢市長

申請者 住所 所沢市並木1-1-1

氏名 ○○清掃係
代表取締役 所沢太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第16条の規定により、下記の事項を変更したいので届け出ます。

最新の許可年月日(2年ごとの更新等)を記入して下さい

許可証記載の番号

記

許可番号	(収集運搬)業 第○○号	許可年月日	○○年○月○日
変更年月日	○○年 ○月 ○日 ←実際の変更日		
内容	変更事項	車両変更 (増車)	
	変更前	記入例① 所沢 800 す ××××	記入例② 登録車両 7台
	変更後	所沢 800 す ×××× 多摩 830 さ ××××	登録車両 8台 (所沢 830 さ ××××を追加)
変更理由	業務拡大のため		

社名変更や役員変更等の場合の記載例で

許可申請事項変更届

年 月 日

提出日

(宛先) 所沢市長

申請者 住所 所沢市並木1-1-1

氏名 ○○清掃(株)

代表取締役 所沢太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第16条の規定により、下記の事項を変更したいので届け出ます。

許可証記載の番号

最新の許可年月日(2年ごとの更新等)を記入して下さい

許可番号	(収集運搬)業 第○○号	許可年月日	○○年○月○日
変更年月日	○○年 ○月 ○日 ←実際の変更日		
内容	変更事項	記入例① 社名変更	記入例② 役員変更
	変更前		代表取締役 ○○○○ 取締役 ○△××
	変更後	(株)○○商事	代表取締役 ○△×× 取締役 ○○○○
変更理由	株主総会決議による		

前月の新規顧客について記入して下さい。

様式第24号

委託契約報告書

(宛先) 所沢市長

年 月 日

提出日

住所 所沢市並木1-1-1

氏名 ○○清掃㈱ 代表取締役 所沢太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

○○年 ○月分

委託者 (契約の相手方)			契約事項			
	住所	氏名	一般廃棄物の処理			浄化槽の清掃
			収集運搬処分の別	取り扱う主たる廃棄物	月間処理量	槽の型式容量
1	《ごみの場合》					
2	日吉町××-××	レストラン△△	収集運搬	生ごみ 紙くず	600kg	
3	並木○丁目×-××	○○法律事務所	収集運搬	生ごみ 紙くず	150 kg	
4	※ 許可申請 (更新) 時に提出した「一般廃棄物処理業計画書 (様式第6号) 以降に新規契約した顧客を記載して下さい。 ※ この書類の提出により、年度途中で様式第11号「委託証明書」の提出は不要となりますが、許可更新時には「委託証明書」は必要となります。					
5						
6						
7						
8						
9	《浄化槽清掃の場合》					
10	山口×××-××	並木 一郎				合併: 5人槽
11	※ 前月新たに浄化槽清掃の契約をした顧客を記載して下さい。					
12						
13						
14						
15						

(注) 新規に委託契約を追加した分のみ記入

必ず毎月 10 日までに前月分の報告をして下さい。

様式第 2 5 号

一般廃棄物処理状況報告書

年 月 日

提出日

(宛先) 所沢市長

住 所 所沢市並木 1-1-1

氏 名 ○○清掃(株)

代表取締役 所沢太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

品目、処理方法別に記入

○○年○月分

(単位: k g)

廃棄物の種類	可燃ごみ (生ごみ 紙くず等)	びん・缶	ダンボール		小計
収集運搬量 (収集運搬業者のみ記入)	18,000	3,500	700		22,200
クリーンセンター 搬入量	18,000	0	0		18,000
自己施設 での処分 量 (処分業者のみ 記入)	焼却量				
	その他				
	埋立量				
合 計	18,000	3,500	700		22,200

様式第25号

家電の場合
(その1)

所沢市内又は所沢市外で収集した廃家電を
所沢市にある指定引取場所へ搬入した場合

家電の許可がある場合も、
必ず毎月10日までに前月分の報
告書を提出して下さい。

一般廃棄物処理状況報告書

(収集台数が0台でも報告して下さい)

年 月 日
提出日

(宛先) 所沢市長

住 所 所沢市並木1-1-1

氏 名 ○○清掃(株)

代表取締役 所沢太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

○○年○月分

(単位：台)

廃棄物の種類	ブラウン管 テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	液晶 プラズマ テレビ	衣類 乾燥機	小計
市内収集台数	7	0	5	11	1	1	25台
市外収集台数	2	1	0	0	0	1	4台
合 計	9台	1台	5台	11台	1台	2台	29台

様式第25号

家電の場合
(その2)

所沢市内で収集した廃家電を
所沢市外の指定引取場所へ搬入した場合

家電の許可がある場合も、一般廃棄物処理状況報告書
必ず毎月10日までに前月分の報
告書を提出して下さい。

(収集台数が0台でも報告して下さい)

年 月 日
提出日

(宛先) 所沢市長

住 所 所沢市並木1-1-1

氏 名 ○○清掃(株)

代表取締役 所沢太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)

○○年○月分

(単位：台)

廃棄物の種類	ブラウン管 テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	液晶 プラズマ テレビ	衣類 乾燥機	小計
市内収集台数	17	5	1	0	0	1	24台
市外収集台数							
内 訳	所沢市	15	0	1	0	1	17台
	川越市	2	5	0	0	0	7台
合 計	17台	5台	1台	0台	0台	1台	24台



所沢市のイメージマスコット

トコロん

発行 平成25年12月

改訂 令和 3年 8月

編集 所沢市環境クリーン部

〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04-2998-9146

FAX 04-2998-9394